

災害支援キット



災害・緊急支援情報カード



冷蔵庫・玄関用 ステッカー



保管容器

災害・緊急支援情報キット (災害支援キット)をぜひ利用ください

災害支援キットとは…

災害発生時や緊急時に、救急隊員など救援に来た人が、ステッカーが貼られた冷蔵庫から災害支援キットを取り出し、必要な情報を確認することで、迅速かつ的確に対応できるようにするものです。

災害支援キットを申請した人は、町内会(区)で管理している災害支援キット申請者名簿に記載されます。

この取り組みは町内会(区)の協力を得て、災害支援キットの募集・配付をすることで、地域に住んでいる要支援者の把握、地域での情報共有、顔の見える関係づくりを進める仕組みです。

災害支援キット申請者名簿の活用と防災活動

災害支援キットを申請する際には、届け出た人の個人情報、町内会(区)、自主防災会、民生委員児童委員、地域の支援者、市役所などへ提供することに承諾してい

ただきます。これにより、災害支援キット申請者名簿を活用した救助や、さまざまな防災活動が可能になります。

① 地域に住んでいる要支援者の情報共有(平常時)

災害時に手助けを必要とする要支援者が、地域のどこに何人住んでいるか情報共有し、災害時にどのような支援するか地域で話し合うことで、災害時の要支援者の被害軽減につながります。

② 防災訓練参加の働きかけ(平常時)

地域の防災訓練に参加するよう呼びかけ、要支援者と一緒に訓練することで、災害時の円滑な避難活動に役立ちます。

③ 避難誘導・安否確認(災害時)

災害発生時、名簿をもとに手助けが必要な要支援者に対し、避難誘導や安否確認を迅速に行うことができます。

※ほかにも、名簿をもとに日ごろの声かけや見守り活動など、地域の福祉活動に活用することができます。

問い合わせ／福祉総務課

☎(5)2840 ☎(5)2260
 ✉fu-fukushisoumu@div.city.fuji.
 shizuoka.jp

災害支援キットの申請を希望する人は

「広報ふじ8月5日号」の配布に合わせて、パンフレットと申請書を町内会(区)で回覧します。申請書は、市のウェブサイトからもダウンロードできます。

希望する人は、申請書に住所、氏名、電話番号、性別、生まれた年、どのような助けが必要かを記入し、お住まいの町内会(区)に提出してください。申請した人には、後日、町内会(区)から「災害支援キット」が配付されます。

【市ウェブサイト】くらしと市政↓健康・福祉・子育て↓福祉↓福祉全般↓その他の福祉事業↓災害・緊急支援情報キット

何らかの障害のある人、介護を必要とする人、認知症や身体的な衰えのある高齢者(ひとり暮らしや高齢者世帯も含む)、難病などの病気を抱えている人が対象ですが、災害時の避難活動に不安がある人は、どなたでも申請できます。